

【資料】イギリスのヘイト・スピーチ関連法令

奈 須 祐 治

本稿は、イギリスのヘイト・スピーチ関連法令の条文を翻訳するものである。改正又は削除されることにより、現行法として用いられていない規定はイタリックかつボールドで表記し、改正又は削除を行った法令の規定を註記した。改正を受けた結果、一部のみ効力を有している規定についてはイタリックで表示し、かつ改正を行った法令の規定を註記した。改正が行われた条文については、原則として最新の条文を示し、そうでない場合はその旨の註を付した。なお、原文でイタリックになっている小見出しを、本稿では下線付きで表記している。

1936 年公共秩序法

Public Order Act 1936, c. 6

第 1 条 政治的目的に関連する制服の禁止

第 1 項 以下に規定する条件の下、公共の場又は公共集会において、政治的組織又は政治的目的の促進との関係を示す制服を着用した者は、有罪とされる。警察署長は、儀式、記念日又はその他の特別な機会における制服の着用が、公共の秩序を破壊する危険を伴う可能性が低いことを確信した場合には、国務大臣の同意を得たうえで、命令により、無条件に、又は命令に明記された条件を付して、当該機会における制服の着用を許可することができる。

.....

第5条 秩序紊乱を導く不快な行為の禁止¹⁾

公共の場又は公共集会において、秩序紊乱を引き起こす意図を伴う、又は秩序紊乱を生じさせる可能性の高い、脅迫的な、口汚い又は侮辱的な言葉又は行為を用いた者は、有罪とされる。²⁾

第7条 執行

第1項 本法第2条の罪を犯した者は、陪審によらない有罪判決により、6ヶ月以下の自由刑、100ポンド以下の罰金刑、若しくはその併科、又は、正式起訴による有罪判決により、2年以下の自由刑、500ポンド以下の罰金刑、又はその併科に処せられる。

第2項 本法第2条以外の罪で有罪とされた者は、陪審によらない有罪判決により、3ヶ月以下の自由刑、50ポンド以下の罰金刑、又はその併科に処せられる。

第3項 警察官は、ある者が本法1条、4条又は5条の罪を犯していると合理的に疑う場合には、その者を令状なしで逮捕することができる。³⁾

1963年公共秩序法

Public Order Act 1963, c. 52

第1条 一部の犯罪の厳罰化

第1項 1936年公共秩序法第5条（公共の場又は公共集会における、秩序

1) 1986年公共秩序法40条3項及び附則3により削除。

2) この条文は後述の1965年人種関係法7条による改正を受けている。また、1976年人種関係法70条2項により5条の後に5A条が追加されている。

3) 第2項及び第3項の条文は制定当初のものを掲げている。本法制定後、後述の1963年公共秩序法1条により、5条の刑罰が引き上げられている。また、現在の第2項は、罰金を標準罰金等級レベル4 [2,500ポンド] に引き上げている。3項については、現在では「4条又は5条」の部分が削除されている。なお、1982年刑事裁判法 (Criminal Justice Act 1982, c. 48) の37条2項は、標準罰金等級のレベル別に罰金の額を定めている。以下ではここに規定された金額を括弧書きで示す。

混乱を導く不快な言葉及び行為)又は1908年公共集会法第1条第1項(公共集会を妨げることを意図した秩序を破壊する行為)により有罪とされた者は、次の各号の罪に処せられる。

(a) 陪審によらない有罪判決により、3ヶ月以下の自由刑、100ポンド以下の罰金刑、又はその併科、

(b) 正式起訴による有罪判決により、12ヶ月以下の自由刑、500ポンド以下の罰金刑、又はその併科⁴⁾

1965年人種関係法⁵⁾

Race Relations Act 1965, c. 73

公共秩序

第6条 人種的憎悪の煽動

第1項 何人も、肌の色、人種又は民族的若しくは国民的起源によって区別される、グレート・ブリテンにおける公衆の一部に対して憎悪を煽動する意図をもって、

(a) 脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な文書を公表若しくは配布し、又は、

(b) 公共の場若しくは公共集会において、脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な言葉を用い、

かつ、それにより当該文書又は言葉が、肌の色、人種又は民族的若しくは国民的起源に基づいて、当該公衆の一部に対して憎悪を煽動する可能性が高い場合には、本条により有罪とされる。

第2項 本条において、次の表現は、本項で付与された意味を有するものとする。すなわち、

「公共集会」及び「公共の場」は、1936年公共秩序法におけるものと

4) 1977年刑法法(Criminal Law Act 1977, c. 45) 65条5項・7項及び附則13により削除。

5) 1976年人種関係法79条5項及び附則5により廃止。

様の意味を有する。

「公表」及び「配布」とは、公衆全体への公表若しくは配布、又は公表若しくは配布を行う者が成員となっている団体の成員のみから成るものを除く、公衆の一部への公表若しくは配布をいう。

第3項 本条の罪により有罪とされた者は、次の各号の刑に処せられる。

(a) 陪審によらない有罪判決により、6ヶ月以下の自由刑、200ポンド以下の罰金刑、又はその併科

(b) 正式起訴による有罪判決により、2年以下の自由刑、1,000ポンド以下の罰金刑、又はその併科

ただし、イングランド及びウェールズにおいては、本条の罪に対する起訴は、法務総裁の同意による場合、又はその同意を伴う場合を除いて開始できない。

第7条 1936年公共秩序法第5条の文書への拡張

1936年公共秩序法第5条を次のように改める。

“第5条 公共の場又は公共集会において、秩序紊乱を引き起こす意図を伴う、又は秩序紊乱を生じさせる可能性の高い、

- (a) 脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な言葉若しくは行為を用い、又は、
(b) 脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な文書、標識若しくは可視的表現物を配布し、若しくは掲げる者は、有罪とされる。”

1968年劇場法

Theatres Act 1968, c. 54

演劇の公演に関する規定

第5条 演劇の公演による人種的憎悪の煽動⁶⁾

第1項 本法第7条の条件の下、脅迫的な、口汚い又は侮辱的な言葉の使

6) 1986年公共秩序法40条3項及び附則3により削除。

用を伴う演劇の公演がなされた場合において、当該公演を（有償であるか否かを問わず、）提供又は監督した者は、

(a) 肌の色、人種又は民族的若しくは国民的起源によって区別されるグレート・ブリテンにおける公衆の一部に対する憎悪を煽動する意図を持って行った場合で、かつ、

(b) 当該公演が、全体として、肌の色、人種又は民族的若しくは国民的起源に基いて公衆の一部に対する憎悪を煽動する可能性が高い場合には、本条により有罪とされる。

第2項 本条の罪により有罪とされた者は、次の各号の刑に処せられる。

(a) 陪審によらない有罪判決により、400ポンド以下の罰金刑、6ヶ月以下の自由刑、又はその併科

(b) 正式起訴による有罪判決により、1,000ポンド以下の罰金刑、2年以下の自由刑、又はその併科

1970年憎悪煽動防止法（北アイルランド）⁷⁾

Prevention of Incitement to Hatred Act 1970, c. 24 (N.I.)

第1条 憎悪の煽動

何人も、北アイルランドにおける公衆の一部に対して憎悪を煽動し、又はそれらの恐怖を惹起する意図をもって、

(a) 脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な文書若しくはその他の物を公表若しくは配布し、又は、

(b) 公共の場若しくは公共集会において、脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な言葉を用い、かつ、それにより当該物又は言葉が、宗教的信仰、肌の色、人種又は民族的若しくは国民的起源に基づいて、北アイルランドにおける公衆の一部に対して憎悪を煽動し、又はそれらの恐怖を惹起

7) 1981年公共秩序（北アイルランド）命令16条2項及び附則2により廃止。

する可能性が高い場合には、本法により有罪とされる。

第2条 虚偽の言明又は報告の流布

何人も、即座であるか否かにかかわらず、秩序紊乱を引き起こす意図をもって、虚偽であると認識している、又は真実でないと信じている言明又は報告を、その方法を問わず、公表又は流布し、かつ、それにより当該言明又は報告が、宗教的信仰、肌の色、人種又は民族的若しくは国民的起源に基づいて、北アイルランドにおける公衆の一部に対して憎悪を煽動し、又はそれらの恐怖を惹起する可能性が高い場合には、本法により有罪とされる。

第3条 罰則

第1項 本法により有罪とされた者は、次の各号の刑に処せられる。

(a) 陪審によらない有罪判決により、6ヶ月以下の自由刑、200ポンド以下の罰金刑、又はその併科

(b) 正式起訴による有罪判決により、2年以下の自由刑、1,000ポンド以下の罰金刑、又はその併科

第2項 次項の条件の下、本条の罪に対する起訴は、法務総裁の同意による場合、又はその同意を伴う場合を除いて開始できない。

第3項 前項の規定は、本条の罪により逮捕をし、若しくは逮捕状を発給すること、又は本条の罪に問われた者を再勾留し、若しくは保釈することを妨げない。

第4項 本法において、

「集会」とは、公的関心事について討論し、又は見解を表明する目的で開催される集会をいう。

「公共集会」には、公共の場における集会、及び有料であるか否かにかかわらず、公衆又はその一部が出席することを許された集会が含まれる。

「公共の場」には、街路、道路、幹線道路、及び有料であるか否かにかかわらず、公衆が当面の間、アクセスを有している又はアクセスを許されている場が含まれる。

「公表」及び「配布」とは、公衆全体への公表若しくは配布、又は公表若し

くは配布を行う者が成員となっている団体の成員のみから成るものを除く、公衆の一部への公表若しくは配布をいう。

「文書」には、文書、標識又は可視的表現物が含まれる。

1976 年人種関係法

Race Relations Act 1976, c. 74

第 9 部 人種的憎悪の煽動

第 70 条 人種的憎悪の煽動⁸⁾

第 1 項 1936 年公共秩序法を、次項以下の規定に従って改める。

第 2 項 第 5 条の後に、次の 1 条を加える。

“ 第 5A 条 人種的憎悪の煽動

第 1 項 何人も、

- (a) 脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な文書を公表若しくは配布し、又は、
 - (b) 公共の場若しくは公共集会において、脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な言葉を用い、
- かつ、すべての状況にかんがみ、問題となっている文書又は言葉によって、グレート・ブリテンにおける人種の集団に対して憎悪が煽動される可能性が高い場合には、有罪とされる。

第 2 項 前項の規定は、次のものから構成される、又はそこに含まれる文書の公表又は配布には、これを適用しない。

- (a) 司法権を行使する裁判所又は審判所において公開でなされた手続の、公正かつ正確な報道で、当該手続と同時に公表されるもの、若しくは、当該報道を同時に公表することが合理的に実行不可能である、若しくは違法である場合には、公表が合理的に実行可能となり、かつ（過去に違法であった場合には）合法となった後に直ちに公表されるもの。又は、
- (b) 議会における手続の公正かつ正確な報道

第 3 項 本条の罪のうち、文書の公表又は配布によって犯されたと申し立てられている罪の手続において、被告人が、問題となっている文書の内容を知らず、かつそれを脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的なものであると疑わなかった、又は疑

8) 1986年公共秩序法40条3項及び附則3により削除。

う理由を持たなかったことの証明を行った場合、これを抗弁とすることができる。
第4項 前項の規定は、本条の罪に問われている者が提起する別の抗弁を妨げるものではない。

第5項 本条の罪により有罪とされた者は、次の各号の刑に処せられる。

(a) 陪審によらない有罪判決により、6ヶ月以下の自由刑、400ポンド以下の罰金刑、又はその併科

(b) 正式起訴による有罪判決により、2年以下の自由刑、罰金刑、又はその併科

ただし、イングランド及びウェールズにおいては、本条の罪に対する起訴は、法務総裁の同意による場合、又はその同意を伴う場合を除いて開始できない。

第6項 本条において、

「公表」及び「配布」とは、公衆全体への公表若しくは配布、又は公表若しくは配布を行う者が成員となっている団体の成員のみから成るものを除く、公衆の一部への公表若しくは配布をいう。

「人種の集団」とは、肌の色、人種、国籍又は民族的若しくは国民的起源によって定義される集団をいう。この定義においては、「国籍」は市民権を含むものとする。

「文書」には、著述、標識又は可視的表現物が含まれる。”

第3項 第7条第2項の「第5条」の後に、「又は第5A条」を加える。

1981年公共秩序（北アイルランド）命令⁹⁾

Public Order (Northern Ireland) Order 1981, No. 609 (N.I. 17)

.....

第11条 制服の着用

第1項 次項の条件の下、公共の場、公共の集会施設又は公共集会において、政治的組織又は政治的目的の促進との関係を示す制服を着用した者は、陪審によらない有罪判決により、1ヶ月以下の自由刑、50ポンド以下の罰金刑、又はその併科に処せられる。

第2項 警察庁長官は、儀式、記念日又はその他の特別な機会における前

9) 1987年公共秩序（北アイルランド）命令28条5項及び附則2により廃止。

項の制服の着用が、公共の秩序を破壊する危険を伴う可能性が低いことを確信した場合には、国務大臣の同意を得たうえで、命令により、無条件に、又は命令に明記された条件を付して、当該機会における制服の着用を許可することができる。

第3項 (1975年刑事裁判管轄法第12条によって認められた手続を除き、) 法務総裁の同意が得られない場合には、本条の罪に問われた者に対して、その罪に関して手続を進めてはならない。

第4項 再勾留された者は、再勾留の日から8日の期間内に法務総裁がその犯罪に関する手続に同意しない場合には、その期間の経過後、保証人を要することなく、宣誓書を提出することによって釈放される権利を持つものとする。

.....

第13条 憎悪の煽動

第1項 何人も、北アイルランドにおける公衆の一部に対して憎悪を煽動し、又はそれらの恐怖を惹起する意図をもって、

(a) 脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な文書若しくはその他の物を公表若しくは配布し、又は、

(b) 公共の場若しくは公共集会において、脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な言葉を用い、かつ、それにより当該物又は言葉が、宗教的信仰、肌の色、人種又は民族的若しくは国民的起源に基づいて、北アイルランドにおける公衆の一部に対して憎悪を煽動し、又はそれらの恐怖を惹起する可能性が高い場合には、次の各号の罪に処せられる。

(i) 陪審によらない有罪判決により、6ヶ月以下の自由刑、200ポンド以下の罰金刑、又はその併科

(ii) 正式起訴による有罪判決により、2年以下の自由刑、1,000ポンド以下の罰金刑、又はその併科

.....

第4項 本条において、

「公表」及び「配布」とは、公衆全体への公表若しくは配布、又は公表若し

くは配布を行う者が成員となっている団体の成員のみから成るものを除く、公衆の一部への公表若しくは配布をいう。

「文書」には、文書、標識又は可視的表現物が含まれる。

第14条 虚偽の言明又は報告の流布

第1項 何人も、即座であるか否かにかかわらず、秩序紊乱を引き起こす意図をもって、虚偽であると認識している、又は真実でないとしている言明又は報告を、その方法を問わず、公表又は流布し、かつ、それにより当該言明又は報告が、宗教的信仰、肌の色、人種又は民族的若しくは国民的起源に基づいて、北アイルランドにおける公衆の一部に対して憎悪を煽動し、又はそれらの恐怖を惹起する可能性が高い場合には、次の各号の罪に処せられる。

(a) 陪審によらない有罪判決により、6ヶ月以下の自由刑、200ポンド以下の罰金刑、又はその併科

(b) 正式起訴による有罪判決により、2年以下の自由刑、1,000ポンド以下の罰金刑、又はその併科

第2項 前項の罪に対する起訴は、法務総裁の同意による場合、又はその同意を伴う場合を除いて開始できない。

.....

第4項 本条において、「公表」は、前条におけるものと同様の意味を有する。

1984年ケーブル及び放送法¹⁰⁾

Cable and Broadcasting Act 1984, c. 46

第1部 ケーブル番組サービス

.....

雑則

第27条 人種的憎悪の煽動

10) 一部の暫定的措置による例外を除き、1990年放送法 (Broadcasting Act 1990, c. 42) 203条3項及び附則21により廃止。

第1項 以下の各項の条件の下、脅迫的な、口汚い又は侮辱的な言葉の使用を伴う番組がケーブル番組サービスに含まれた場合において、番組が含まれた状況にかんがみ、問題とされる言葉によって連合王国内の人種の集団に対して憎悪が煽動される可能性が高い場合には、第2項にいう各々の主体を次の各号の刑に処す。

(a) 陪審によらない有罪判決により、法令の上限以下の罰金刑、6ヶ月以下の自由刑、又はその併科

(b) 正式起訴による有罪判決により、罰金刑、2年以下の自由刑、又はその併科

第2項 「主体」とは、次の者をいう。

(a) ケーブル番組サービスを提供する者、

(b) 番組を制作し、又は監督する者、及び、

(c) 本条の規定に違反する言葉を用いる者

第3項 本条の罪のうち、前項 (a) 又は (b) に該当する者が犯したと申し立てられている罪の手續において、被告人は次の各号の証明を行った場合、これを抗弁とすることができる。

(a) 当該番組が、不快な言葉の使用を含むことを知らず、かつそれを疑う理由を持たなかったこと

(b) 当該番組がケーブル番組サービスに含まれる状況にかんがみ、その者が事前に問題の言葉を確実に除去することが、合理的にみて実行可能でなかったこと

第4項 本条の罪のうち、第2項 (b) に該当する者によって犯されたと申し立てられている罪の手續において、被告人が次の事実を知らず、かつそれを疑う理由を持たなかったことの証明を行った場合には、これを抗弁とすることができる。

(a) 当該番組が、ケーブル番組サービスに含まれること、又は、

(b) 当該番組がケーブル番組サービスに含まれる状況が、連合王国内における人種の集団に対して、不快な言葉によって憎悪が煽動される可能性が高いものであること

第5項 本条の罪のうち、第2項(c)に該当する者によって犯されたと申し立てられている罪の手續において、被告人が次の事実を知らず、かつそれを疑う理由を持たなかったことの証明を行った場合には、これを抗弁とすることができる。

(a) 不快な言葉の使用を伴う番組が、ケーブル番組サービスに含まれること、又は、

(b) 不快な言葉の使用を伴う番組がケーブル番組サービスに含まれる状況、若しくは含まれた番組がそれらの言葉の使用を伴う状況が、連合王国内における人種的集団に対して、それらの言葉によって憎悪が煽動される可能性が高いものであること

第6項 第1項の規定は、放送当局が行う放送の受信及び即座の再送信によってケーブル番組サービスに含まれる番組については適用されないものとする。

第7項 第1項の規定は、次の内容を含む番組については適用されないものとする。

(a) 司法権を行使する裁判所又は審判所において公開でなされた手續の、公正かつ正確な報道で、当該手續と同時に公表されるもの、若しくは、当該報道を同時に公表することが合理的に実行不可能である、若しくは違法である場合には、公表が合理的に実行可能となり、かつ(過去に違法であった場合には)合法となった後に直ちに公表されるもの、又は、

(b) 議会における手續の公正かつ正確な報道

第8項 本条の罪の手續は、

(a) イングランド及びウェールズにおいては、法務総裁の同意による場合、又はその同意を伴う場合を除いて、

(b) 北アイルランドにおいては、北アイルランド法務総裁の同意による場合、又はその同意を伴う場合を除いて、

開始できない。

第9項 本条において、「人種的集団」とは、肌の色、人種、国籍又は民族的若しくは国民的起源によって定義される集団をいう。この定義において

は、「国籍」は市民権を含むものとする。

第10項 本条及び第28条において、「言葉」には、写真、視覚イメージ、ジェスチャー、及びその他の意味伝達の方法が含まれる。

1986年公共秩序法

Public Order Act 1986, c. 64

第1部 新しい犯罪

.....

第4条 恐怖又は暴力の挑発

第1項 何人も、

(a) 他者に対して、脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な言葉若しくは行為を用い、又は、

(b) 他者に対して、脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な著述、標識若しくはその他の可視的表現物を配布し、若しくは掲示し、かつ、

他者をして、何人によるものであるかを問わず、即座に違法な暴力が自分若しくは他者に用いられると信じさせる意図を持つ場合、行為者若しくは他者によって、違法な暴力が即座に用いられるよう駆り立てる意図を持つ場合、(a)若しくは(b)の行為によって、他者がそのような暴力が用いられると信じる可能性が高い場合、又はそのような暴力を駆り立てる可能性が高い場合には、有罪とされる。

第2項 本条の罪は、公的又は私的な場において犯されうる。ただし、建物の中にいる者によって言葉若しくは行為が用いられ、若しくは著述、標識若しくはその他の表現物が配布若しくは掲示され、かつ相手も同じ若しくは別の建物の中にいる場合には、犯罪を構成しない。

第3項 警察官は、ある者が本条の罪を犯していると合理的に疑う場合には、その者を令状なしで逮捕することができる。

第4項 本条により有罪とされた者は、陪審によらない有罪判決により、6ヶ月以下の自由刑、標準罰金等級レベル5 [5,000 ポンド] 以下の罰金刑、又はその併科に処せられる。

第4A条 意図的な苦惱、恐怖又は苦痛

第1項 何人も、他者に対して苦惱、恐怖又は苦痛を引き起こす意図を持って、

(a) 脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な言葉若しくは行為、若しくは秩序を破壊する行為を用い、又は、

(b) 脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な著述、標識若しくはその他の可視的表現物を掲示し、

それによって、その者又は第三者に対して苦惱、恐怖又は苦痛を引き起こした場合、有罪とされる。

第2項 本条の罪は、公的又は私的な場において犯されうる。ただし、建物の中にいる者によって言葉若しくは行為が用いられ、若しくは著述、標識若しくはその他の表現物が掲示され、かつ苦惱、恐怖若しくは苦痛を受けた者も同じ若しくは別の建物の中にいる場合には、犯罪を構成しない。

第3項 被告人が次の各号の証明を行った場合、これを抗弁とすることができる。

(a) 自分が建物の中におり、かつ用いられた言葉若しくは行為、若しくは掲示された著述、標識若しくはその他の可視的表現物が、同じ若しくは別の建物の外にいる他者によって見聞きされると信ずる理由を持たなかったこと、又は、

(b) 当該行為が合理的であったこと

第4項 警察官は、ある者が本条の罪を犯していると合理的に疑う場合には、その者を令状なしで逮捕することができる。

第5項 本条により有罪とされた者は、陪審によらない有罪判決により、6ヶ月以下の自由刑、標準罰金等級レベル5 [5,000 ポンド] 以下の罰金刑、又はその併科に処せられる。

第5条 苦惱、恐怖又は苦痛

第1項 何人も、苦惱、恐怖又は苦痛を引き起こされる可能性の高い者の見聞きしうる範囲内において、

- (a) 脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な言葉若しくは行為、若しくは秩序を破壊する行為を用い、又は、
- (b) 脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な著述、標識、若しくはその他の可視的表現物を掲示した

場合には、有罪とされる。

第2項 本条の罪は、公的又は私的な場において犯されうる。ただし、建物の中にいる者によって言葉若しくは行為が用いられ、若しくは著述、標識若しくはその他の表現物が掲示され、かつ他者も同じ若しくは別の建物の中にいる場合には、犯罪を構成しない。

第3項 被告人が次の各号の証明を行った場合、これを抗弁とすることができる。

- (a) 見聞きしうる範囲内に、苦惱、恐怖、又は苦痛を引き起こされる可能性の高い者がいると信ずる理由を持たなかったこと、
- (b) 自分が建物の中におり、かつ用いられた言葉若しくは行為、若しくは掲示された著述、標識若しくはその他の可視的表現物が、同じ若しくは別の建物の外にいる他者によって見聞きされると信ずる理由を持たなかったこと、又は、
- (c) 当該行為が合理的であったこと

第4項 警察官は、次の場合には令状なしで逮捕することができる。

- (a) ある者が、不快な行為を行い、警察官がそれを中止するよう警告している場合で、かつ、
- (b) その者が、その警告の直後、又はその後まもなくして、さらなる不快な行為を行った場合

第5項 前項の「不快な行為」とは、警察官が本条の罪を構成すると合理的に疑う行為をいう。なお、前項 (a) にいう行為及びさらなる行為は、同様の性質のものであることを要しない。

第6項 本条により有罪とされた者は、陪審によらない有罪判決により、標準罰金等級レベル3 [1,000 ポンド] 以下の罰金刑に処せられる。

.....

第3部 人種的憎悪

「人種的憎悪」の意義

第17条 「人種的憎悪」の意義

この部において、「人種的憎悪」とは、肌の色、人種、国籍（市民権を含む。）又は民族的若しくは国民的起源によって定義される集団に対する憎悪をいう。

人種的憎悪の煽動を意図した、又はその可能性の高い行為

第18条 言葉若しくは行為の使用又は文書の掲示

第1項 脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な言葉若しくは行為を用い、又は脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な文書を掲示した者は、

(a) それによって人種的憎悪を煽動することを意図し、又は、

(b) すべての状況にかんがみ、それによって人種的憎悪が煽動される可能性が高い

場合には、有罪とされる。

第2項 本条の罪は、公的又は私的な場において犯されうる。ただし、建物の中にいる者によって言葉又は行為が用いられ、又は文書が掲示され、かつ同じ又は別の建物の中にいる他者以外に見聞きされない場合には、犯罪を構成しない。

第3項 警察官は、ある者が本条の罪を犯していると合理的に疑う場合には、その者を令状なしで逮捕することができる。

第4項 本条の罪の手続において、被告人が、建物の中におり、かつ使用された言葉若しくは行為、又は掲示された文書が、同じ又は別の建物の外

にいる他者によって見聞きされると信ずる理由を持たなかったことの証明を行った場合には、これを抗弁とすることができる。

第5項 人種的憎悪の煽動を意図したことを証明されていない者は、言葉若しくは行為、又は文書が、脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的なものであることを意図せず、かつそれを知らなかった場合には、本条により有罪とされない。

第6項 本条は、番組サービスに含まれる番組に含ませることのみを目的として使用される言葉若しくは行為、又は掲示される文書には、これを適用しない。

第19条 文書の公表又は配布

第1項 脅迫的な、口汚い又は侮辱的な文書を公表又は配布した者は、

- (a) それによって人種的憎悪を煽動することを意図し、又は、
- (b) すべての状況にかんがみ、それによって人種的憎悪が煽動される可能性が高い

場合には、有罪とされる。

第2項 本条の罪の手續において、人種的憎悪の煽動を意図したことを証明されていない被告人が、当該文書の内容を知らず、かつそれが脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的なものであると疑わず、かつ疑う理由を持たなかったことの証明を行った場合には、これを抗弁とすることができる。

第3項 この部において、文書の公表又は配布とは、公衆又はその一部に対する公表又は配布をいう。

第20条 演劇の公演

第1項 脅迫的な、口汚い又は侮辱的な言葉又は行為の使用を伴う演劇の公演がなされた場合において、当該公演を提供又は監督した者は、

- (a) それによって人種的憎悪を煽動することを意図し、又は、
- (b) すべての状況にかんがみ（特に公演全体を考慮し）、それによって人種的憎悪が煽動される可能性が高い

場合には、有罪とされる。

第2項 前項の公演を提供又は監督した者が、人種的憎悪の煽動を意図し

たことを証明されていない場合には、

- (a) 当該公演が、前項の規定に違反する言葉若しくは行為の使用を伴うことを知らず、かつそれを疑う理由を持たなかったこと、
- (b) 前項の規定に違反する言葉若しくは行為が、脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的なものであることを知らず、かつそれを疑う理由を持たなかったこと、又は、
- (c) 公演が行われた状況が、人種的憎悪が煽動される可能性が高いものであったことを知らず、かつそれを疑う理由を持たなかったこと

の証明を行った場合、これを抗弁とすることができる。

第3項 本条は、専ら又は主として、次のうちの1つの、又は複数の目的でなされる公演には、これを適用しない。

- (a) リハーサル、
- (b) 公演の記録の作成、又は、
- (c) 番組サービスに含ませるための公演

ただし、公演の実施、又は公演に関連する (b) 若しくは (c) に掲げるものの実行に直接関係する者以外の者が、当該公演に出席していたことが証明される場合には、反対の事実が証明されない限り、当該公演は、専ら又は主として上述の目的で行われたものとは解されないものとする。

第4項 本条の解釈において、

- (a) 何人も、公演者として参加したことをのみを理由に、演劇の公演を提供したものとして扱われないものとする。
- (b) 他者が監督する公演において公演者として参加した者は、合理的な理由なく当該他者の監督に従わずに公演を行った場合、公演を監督したものとして扱われるものとする。
- (c) 自らの監督により演劇の公演を行う場合、公演に出席していない場合においても、その公演を監督したものとみなされる。

また、何人も公演者として公演に参加したことをのみを理由に、本条の罪の遂行を幫助したものとして扱われないものとする。

第5項 本条において、「演劇」及び「公演」は、1968年劇場法における

ものと同様の意味を有する。

第6項 1968年劇場法の次の各規定は、同法第2条の罪に適用されるのと同様に、本条の罪にも適用されるものとする。

第9条（公演された内容の証拠としての台本）

第10条（台本の複写を行う権限）

第15条（立入り及び検査の権限）

第21条 記録物の配布、上映又は演奏

第1項 脅迫的な、口汚い又は侮辱的な視覚映像又は音声の記録物を配布、上映又は演奏した者は、

(a) それによって人種的憎悪を煽動することを意図し、又は、

(b) すべての状況にかんがみ、それによって人種的憎悪が煽動される可能性が高い

場合には、有罪とされる。

第2項 この部において、「記録物」とは、それによって視覚イメージ又は音声を複製することができる記録をいう。記録物の配布、上映又は演奏とは、公衆又はその一部に対する配布、上映又は演奏をいう。

第3項 本条の罪の手続において、人種的憎悪の煽動を意図したことが証明されていない被告人が、当該記録物の内容を知らず、かつそれが脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的なものであると疑わず、かつ疑う理由を持たなかったことの証明を行った場合には、これを抗弁とすることができる。

第4項 本条は、専ら番組サービスに含ませることを目的とした記録物の上映又は演奏には、これを適用しない。

第22条 放送又はケーブル番組サービスへの番組の包含

第1項 脅迫的な、口汚い又は侮辱的な視覚イメージ又は音声を含む番組が、番組サービスに含まれた場合において、次項にいう各々の主体は、

(a) それによって人種的憎悪を煽動することを意図し、又は、

(b) すべての状況にかんがみ、それによって人種的憎悪が煽動される可能性が高い

場合には、有罪とされる。

第2項 「主体」とは、次のものをいう。

- (a) 番組サービスを提供する者、
- (b) 番組サービスを制作し、又は監督する者、及び、
- (c) 本条に違反する言葉又は行為を用いる者

第3項 番組サービスを提供する者、又は番組サービスを制作し、若しくは監督する者が、人種的憎悪の煽動を意図したことを証明されていない場合には、

- (a) 当該番組が、本条に違反する物を含むことを知らず、かつそれを疑う理由を持たなかったこと
- (b) 当該番組が番組サービスに含まれる状況にかんがみ、その者が問題の部分を確実に除去することが、合理的にみて実行可能でなかったことの証明を行った場合、これを抗弁とすることができる。

第4項 番組を制作し、又は監督する者で、人種的憎悪の煽動を意図したことを証明されていない者は、次の各号の事実を知らず、かつそれを疑う理由を持たなかったことの証明を行った場合には、これを抗弁とすることができる。

- (a) 当該番組が、番組サービスに含まれること、又は、
- (b) 当該番組が含まれる状況が、人種的憎悪が煽動される可能性が高いものであること

第5項 本条に違反する言葉又は行為を用い、かつ人種的憎悪の煽動を意図したことが証明されていない者は、次の事実を知らず、かつそれを疑う理由を持たなかったことの証明を行った場合には、これを抗弁とすることができる。

- (a) 本条に違反する物の使用を含む番組が、番組サービスに含まれること、又は、
- (b) 本条に違反する物の使用を伴う番組が番組サービスに含まれる状況、又は番組サービスに含まれる番組が第1項の規定に違反する物の使用を伴う状況が、人種的憎悪が煽動される可能性が高いものであること

第6項 人種的憎悪の煽動を意図したことが証明されていない者は、本条

に違反する物が、脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的なものであることを知らず、かつそれを疑う理由を持たなかった場合には罪を問わない。

第7項 削除

第8項 削除

人種差別を煽動する物

第23条 人種差別を煽動する物の所持

第1項 次の各号を目的として、脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な文書、又は脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な視覚イメージ若しくは音声の記録物を所持した者は、それによって人種的憎悪が煽動されることを意図し、又はすべての状況にかんがみ、それによって人種的憎悪が煽動される可能性が高い場合には、有罪とされる。

(a) 文書の場合には、自ら若しくは他の者を通じ、それを掲示、公表、配布し、若しくはケーブル番組サービスに含ませること、又は、

(b) 記録物の場合には、自ら若しくは他の者を通じ、それを配布、上映、演奏し、若しくはケーブル番組サービスに含ませること

第2項 前項の解釈においては、被告人が計画している、又はそう合理的に推測できる掲示、公表、配布、上映、演奏又は番組サービスへの包含を考慮するものとする。

第3項 本条の罪の手續において、人種的憎悪の煽動を意図したことが証明されていない被告人が、文書又は記録物の内容を知らず、かつそれが、脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的なものであることを疑わず、かつそれを疑う理由を持たなかったことの証明を行った場合、これを抗弁とすることができる。

第4項 削除

第24条 立入及び搜索の権限

第1項 イングランド及びウェールズにおいて、治安判事は、警察官によって提出された宣誓による訴追請求状により、前条に違反する文書又は記

録物を所持している者がいると疑う合理的な根拠が存することを確信した場合には、警察官に対して、その文書又は記録物が存在すると疑われる敷地に立入り、かつそれを検索する権限を付与する令状を発行することができる。

第2項 スコットランドにおいて、執行官又は治安判事は、宣誓による証拠により、前条に違反する文書又は記録物を所持している者がいると疑う合理的な根拠が存することを確信した場合には、警察官に対して、その文書又は記録物が存在すると疑われる敷地に立入り、かつそれを検索する権限を付与する令状を発行することができる。

第3項 本条により発行された令状に従って敷地に立入り、又はそれを検索する警察官は、必要な限りで合理的な実力を行使することができる。

第4項 本条において、「敷地」とはあらゆる場所を意味し、とりわけ次の各号を含むものとする。

- (a) 自動車、船舶、航空機又はホバークラフト
- (b) 1971年鉱山採掘（沖合施設）法第1条第3項（b）において定義された沖合施設、及び、
- (c) テント又は移動型建造物

第25条 没収を命ずる権限

第1項 次の各号の犯罪について有罪判決を下した裁判所は、文書又は作成された記録物の没収、及び当該犯罪に関連する文書又は記録物の十全な提示を命じるものとする。

- (a) 第18条の罪のうち、文書の掲示に関するもの
- (b) 第19条、第21条又は第23条の罪

第2項 本条により発せられた命令は、

- (a) イングランド及びウェールズにおける手続の中で下された命令の場合には、上訴を行うことができる通常の時間が経過するまで、又は上訴が適法になされた場合には、それが最終的な決定を受け、又は棄却されるまで、
- (b) スコットランドにおける手続の中で下された命令の場合には、法令

【資料】 イギリスのヘイト・スピーチ関連法令

の規定により上訴を行うことができる時間が経過するまで、又は上訴が適法になされた場合には、それが最終的な決定を受け、又は棄却されるまで、

効力を持たない。

第3項 前項 (a) の解釈において、

(a) 合意事実記載書の申立て、上訴許可申立ては、上訴を行うものとして扱われる。また、

(b) 上訴によりなされた決定をさらに上訴することが可能な場合には、さらなる上訴を行うことができる通常的时间が経過するまで、又はさらなる上訴が適法になされた場合には、それが最終的な決定を受け、又は棄却されるまでは、上訴が最終的な決定を受けたものとはみなさない。

第4項 第2項 (b) の解釈において、合意事実記載書又は上訴通知書の申立ての遂行は、上訴を行うものとして扱われる。

補足的規定

第26条 議会又は司法手続の報道の除外

第1項 この部の規定は、議会又はスコットランド議会における手続の公正かつ正確な報道には適用されないものとする。

第2項 この部の規定は、司法権を行使する裁判所又は審判所において公開でなされた手続の、公正かつ正確な報道で、当該手続と同時に公表されるもの、若しくは、当該報道を同時に公表することが合理的に実行不可能である、若しくは違法である場合には、公表が合理的に実行可能となり、かつ合法となった後に直ちに公表されるものには適用されないものとする。

第27条 手続及び罰則

第1項 イングランド及びウェールズにおいては、この部の罪の手続は、法務総裁の同意による場合、又はその同意を伴う場合を除いて開始できない。

第2項 同一の訴因又は起訴状において2以上の罪で起訴することを禁じ

る、イングランド及びウェールズの準則の解釈において、第18条から第23条までの各々の罪は、1つの犯罪を構成するものとする。

第3項 この部の罪により有罪とされた者は、次の各号の刑に処せられる。

(a) 正式起訴による有罪判決により、7年以下の自由刑、罰金刑、又はその併科

(b) 陪審によらない有罪判決により、6ヶ月以下の自由刑、法令の上限以下の罰金刑、又はその併科

第28条 法人による犯罪

第1項 法人がこの部の罪に違反し、その罪が、取締役、管理者、秘書役若しくはその他の類似する法人役員、又はそれらの能力をもって行動していることを主張する個人の同意又は共謀により犯されたことが証明された場合には、法人及び当該個人は有罪とされる。この場合において、該当する各規定に従って処分を行い、罰則を科すものとする。

第2項 法人の業務が構成員によって運営されている場合には、前項の規定は、取締役に適用されるのと同様に、運営の各機能に関連する、構成員の作為及び不作為に関しても適用される。

第29条 解釈

この部において、

…… 削除

…… 削除

「配布」及びそれに関連する表現は、第19条第3項（文書）及び第21条第2項（記録物）に従って解釈しなければならない。

「建物」とは、（居住が単独であるか、他者と共同であるかは問わず、）人が家として居住している建築物若しくはその一部、又はその他の住宅施設をいう。ただし、居住されていない部分は建物に含まないものとする。本条の解釈において、「建築物」には、テント、移動住宅、自動車、船舶又はその他の一時的若しくは可動の建築物が含まれる。

「番組」とは、番組サービスに含まれるあらゆる項目をいう。

「番組サービス」は、1990年放送法におけるものと同様の意味を有する。

【資料】 イギリスのヘイト・スピーチ関連法令

文書に関して、「公表」及びそれに関連する表現は、第19条第3項に従って解釈しなければならない。

「人種的憎悪」は、第17条によって付与された意味を有する。

「記録物」は、第21条第2項によって付与された意味を有する。記録物に関して、「演奏」、「上映」及びそれに関連する表現は、同項に従って解釈しなければならない。

「文書」には、標識又は可視的表現物が含まれる。

1987年公共秩序（北アイルランド）命令

Public Order (Northern Ireland) Order 1987, No. 463 (N.I. 7)

第3部 憎悪の煽動又は恐怖の惹起

憎悪の煽動又は恐怖の惹起を意図した、又はその可能性の高い行為

第8条 「恐怖」及び「憎悪」の意義

この部において、

「恐怖」とは、宗教的信仰、性的指向、障害、肌の色、人種、国籍（市民権を含む。）又は民族的若しくは国民的起源によって定義される集団の恐怖をいう。

「憎悪」とは、宗教的信仰、性的指向、障害、肌の色、人種、国籍（市民権を含む。）又は民族的若しくは国民的起源によって定義される集団に対する憎悪をいう。

第9条 言葉若しくは行為の使用又は文書の掲示

第1項 脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な言葉若しくは行為を用い、又は脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な文書を掲示した者は、

(a) それによって憎悪を煽動し、若しくは恐怖を惹起することを意図し、又は、

(b) すべての状況にかんがみ、それによって憎悪が煽動され、若しくは恐怖が惹起される可能性が高い

場合には、有罪とされる。

第2項 本条の罪は、公的又は私的な場において犯されうる。ただし、建物の中にいる者によって言葉又は行為が用いられ、又は文書が掲示され、かつ同じ又は別の建物の中にいる他者以外に見聞きされない場合には、犯罪を構成しない。

第3項 本条の罪の手續において、被告人が、建物の中におり、かつ使用された言葉若しくは行為、又は掲示された文書が、同じ若しくは別の建物の外にいる他者によって見聞きされると信ずる理由を持たなかったことの証明を行った場合には、これを抗弁とすることができる。

第4項 憎悪の煽動若しくは恐怖の惹起を意図したことを証明されていない者は、言葉若しくは行為、又は文書が、脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的なものであることを意図せず、かつそれを知らなかった場合には、本条により有罪とされない。

第5項 本条は、番組サービスに含まれる番組に含ませることのみを目的として使用される言葉若しくは行為、又は掲示される文書には、これを適用しない。

第10条 文書の公表又は配布

第1項 脅迫的な、口汚い又は侮辱的な文書を公表又は配布した者は、

(a) それによって憎悪を煽動し、若しくは恐怖を惹起することを意図し、又は、

(b) すべての状況にかんがみ、それによって憎悪が煽動され、若しくは恐怖が惹起される可能性が高い

場合には、有罪とされる。

第2項 本条の罪の手續において、憎悪の煽動又は恐怖の惹起を意図したことを証明されていない被告人が、当該文書の内容を知らず、かつそれが

脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的なものであると疑わず、かつ疑う理由を持たなかったことの証明を行った場合には、これを抗弁とすることができる。

第3項 この部において、文書の公表又は配布とは、公衆又はその一部に対する公表又は配布をいう。

第11条 記録物の配布、上映又は演奏

第1項 脅迫的な、口汚い又は侮辱的な視覚映像又は音声の記録物を配布、上映又は演奏した者は、

(a) それによって憎悪を煽動し、若しくは恐怖を惹起することを意図し、又は、

(b) すべての状況にかんがみ、それによって憎悪が煽動され、若しくは恐怖が惹起される可能性が高い

場合には、有罪とされる。

第2項 この部において、「記録物」とは、それによって視覚イメージ又は音声を複製することができる記録をいう。記録物の配布、上映又は演奏とは、公衆又はその一部に対する配布、上映又は演奏をいう。

第3項 本条の罪の手續において、憎悪の煽動又は恐怖の惹起を意図したことを証明されていない被告人が、当該記録物の内容を知らず、かつそれが脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的なものであると疑わず、かつ疑う理由を持たなかったことの証明を行った場合には、これを抗弁とすることができる。

第4項 本条は、専ら番組サービスに含ませることを目的とした記録物の上映又は演奏には、これを適用しない。

第12条 放送又はケーブル番組サービスへの番組の包含

第1項 脅迫的な、口汚い又は侮辱的な視覚イメージ又は音声を含む番組が、番組サービスに含まれた場合において、次項にいう各々の主体は、

(a) それによって憎悪を煽動し、若しくは恐怖を惹起することを意図し、又は、

(b) すべての状況にかんがみ、それによって憎悪が煽動され、若しくは

恐怖が惹起される可能性が高い
場合には、有罪とされる。

第2項 「主体」とは、次のものをいう。

- (a) 番組サービスを提供する者、
- (b) 番組サービスを制作し、又は監督する者、及び、
- (c) 本条に違反する言葉又は行為を用いる者

第3項 番組サービスを提供する者、又は番組サービスを制作し、若しくは監督する者が、憎悪の煽動又は恐怖の惹起を意図したことを証明されていない場合には、

- (a) 当該番組が、本条に違反する物を含むことを知らず、かつそれを疑う理由を持たなかったこと
- (b) 当該番組が番組サービスに含まれる状況にかんがみ、その者が問題の部分を確実に除去することが、合理的にみて実行可能でなかったことの証明を行った場合、これを抗弁とすることができる。

第4項 番組を制作し、又は監督する者で、憎悪の煽動又は恐怖の惹起を意図したことを証明されていない者は、次の事実を知らず、かつそれを疑う理由を持たなかったことの証明を行った場合には、これを抗弁とすることができる。

- (a) 当該番組が、番組サービスに含まれること、又は、
- (b) 当該番組が含まれる状況が、憎悪が煽動され、若しくは恐怖が惹起される可能性が高いものであること

第5項 本条に違反する言葉又は行為を用い、かつ憎悪の煽動又は恐怖の惹起を意図したことが証明されていない者は、次の各号の事実を知らず、かつそれを疑う理由を持たなかったことの証明を行った場合には、これを抗弁とすることができる。

- (a) 本条に違反する物の使用を含む番組が、番組サービスに含まれること、又は、
- (b) 本条に違反する物の使用を伴う番組が番組サービスに含まれる状況、又は番組サービスに含まれる番組が本条の規定に違反する物の使用

を伴う状況が、憎悪が煽動され、又は恐怖が惹起される可能性が高いものであること、

第6項 憎悪の煽動又は恐怖の惹起を意図したことが証明されていない者は、本条に違反する物が、脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的なものであることを知らず、かつそれを疑う理由を持たなかった場合には罪を問わない。

第7項 削除

第8項 削除

第13条 憎悪を煽動し、又は恐怖を惹起するように意図された物、又は憎悪を煽動し、又は恐怖を惹起する可能性の高い物の所持

第1項 次の各号を目的として、脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な文書、又は脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な視覚イメージ若しくは音声の記録物を所持した者は、それによって憎悪を煽動し、若しくは恐怖を惹起することを意図し、又は、すべての状況にかんがみ、それによって憎悪が煽動され、若しくは恐怖が惹起される可能性が高い場合には、有罪とされる。

(a) 文書の場合には、自ら若しくは他の者を通じ、それを掲示、公表、配布し、若しくは番組サービスに含ませること、又は、

(b) 記録物の場合には、自ら若しくは他の者を通じ、それを配布、上映、演奏し、若しくは番組サービスに含ませること

第2項 前項の解釈においては、被告人が計画している、又はそう合理的に推測できる掲示、公表、配布、上映、演奏又は番組サービスへの包含を考慮するものとする。

第3項 本条の罪の手続において、憎悪の煽動又は恐怖の惹起を意図したことが証明されていない被告人が、文書又は記録物の内容を知らず、かつそれが、脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的なものであることを疑わず、かつ疑う理由を持たなかったことの証明を行った場合には、これを抗弁とすることができる。

第4項 削除

補足的規定

第 14 条 立入及び搜索の権限

第 1 項 治安判事は、警察官によって提出された宣誓による訴追請求状により、第 13 条に違反する文書又は記録物を所持している者がいると疑う合理的な根拠が存することを確信した場合には、警察官に対して、その文書又は記録物が存在すると疑われる敷地に立入り、それを搜索し、かつ警察官が、当該文書又は記録物自体である、又はそれらを含むと合理的に疑う物を押収し、除去する権限を付与する令状を発行することができる。

第 2 項 本条により発行された令状に従って敷地に立入り、又はそれを搜索する警察官は、必要な限りで合理的な実力を行使することができる。

第 3 項 本条において、「敷地」とはあらゆる場所を意味し、とりわけ次の各号を含むものとする。

- (a) 自動車、船舶、航空機又はホバークラフト
- (b) 1971 年鉱山採掘（沖合施設）法第 1 条第 3 項 (b) において定義された沖合施設、及び、
- (c) テント又は移動型建造物

第 15 条 議会又は司法手続の報道の除外

第 1 項 この部の規定は、議会、スコットランド議会又は北アイルランド議会における手続の公正かつ正確な報道には適用されないものとする。

第 2 項 この部の規定は、司法権を行使する裁判所又は審判所において公開でなされた手続の、公正かつ正確な報道で、当該手続と同時に公表されるもの、若しくは、当該報道を同時に公表することが合理的に実行不可能である、若しくは違法である場合には、公表が合理的に実行可能となり、かつ合法となった後に直ちに公表されるものには適用されないものとする。

第 16 条 第 3 部の犯罪に対する罰則

第 1 項 この部の罪により有罪とされた者は、次の各号の刑に処せられる。

- (a) 陪審によらない有罪判決により、6 ヶ月以下の自由刑、法令の上限以下の罰金刑、又はその併科

(b) 正式起訴による有罪判決により、7年以下の自由刑、罰金刑、又はその併科

第2項 同一の訴因又は起訴状において2以上の罪で起訴することを禁じる準則の解釈において、第9条から第13条までの各々の罪は、1つの犯罪を構成するものとする。

第17条 第3部の解釈

この部において、

…… 削除

…… 削除

「配布」及びそれに関連する表現は、第10条第3項（文書）及び第11条第2項（記録物）に従って解釈しなければならない。

「建物」とは、（居住が単独であるか、他者と共同であるかは問わず、）人が家として居住している建築物若しくはその一部、又はその他の住宅施設をいう。ただし、居住されていない部分は建物に含まないものとする。本条の解釈において、「建築物」には、テント、移動住宅、自動車、船舶又はその他の一時的若しくは可動の建築物が含まれる。

「恐怖」及び「憎悪」は、第8条によって付与された意味を有する。

「番組」とは、番組サービスに含まれるあらゆる項目をいう。

「番組サービス」は、1990年放送法におけるものと同様の意味を有する。

文書に関して、「公表」及びそれに関連する表現は、第10条第3項に従って解釈しなければならない。

「記録物」は、第11条第2項によって付与された意味を有する。記録物に関して、「演奏」、「上映」及びそれに関連する表現は、同項に従って解釈しなければならない。

「文書」には、標識又は可視的表現物が含まれる。

……

第4部 その他の公共秩序犯罪

第21条 公共の場又は公共集会における制服の着用

第1項 次項の条件の下、公共の場又は公共集会において、政治的組織又は政治的目的の促進との関係を示す制服を着用した者は、有罪とされる。

第2項 警察庁長官は、儀式、記念日又はその他の特別な機会における前項の制服の着用が、公共の秩序を破壊する危険を伴う可能性が低いことを確信した場合には、司法省の同意を得たうえで、命令により、無条件に、又は命令に明記された条件を付して、当該機会における制服の着用を許可することができる。

第3項 第1項により有罪とされた者は、陪審によらない有罪判決により、3ヶ月以下の自由刑、又は標準罰金等級レベル4 [2,500ポンド] 以下の罰金刑、又はその併科に処する。

.....

第5部 雑則及び一般的事項

.....

犯罪に関する一般的规定

.....

第25条 起訴に対する同意

第3部又は第21条第1項の罪に対しては、法務総裁の同意による場合、又はその同意を伴う場合を除いて、起訴を行うことはできない。

1988年悪意のコミュニケーション法

Malicious Communications Act 1988, c. 27

第1条 苦痛又は不安を引き起こす意図を伴う手紙等の送付の罪

第1項

(a)

【資料】 イギリスのヘイト・スピーチ関連法令

- (i) 下品な、若しくは著しく不快なメッセージ、
- (ii) 脅迫、若しくは、
- (iii) 虚偽であり、かつ送付者によって虚偽であると知られている、
若しくは信じられている情報を

伝達する、手紙、電子的コミュニケーション若しくはあらゆる種類の物、
又は、

(b) 全体的若しくは部分的に、下品な、若しくは著しく不快な性質を持つ、あらゆる物若しくは電子的コミュニケーション
を他人に送付した者は、それを送る目的又は目的の1つが、それが本項 (a)
又は (b) に該当する限りにおいて、受取人、又はそれ、若しくはその内容若しくは性質を伝えるように意図したその他の者に、苦痛又は不安を引き起こすことである場合には、有罪とされる。

第2項 何人も、次の証明を行った場合には、前項 (a) (ii) によって有罪とされない。

- (a) 合理的な根拠で自らが行った要求を補強するために脅迫が用いられたこと、かつ、
- (b) 脅迫の使用が前号の要求を補強する適切な手段であると信じ、かつ信じる合理的な根拠を有すること

第2A項 本条において、「電子的コミュニケーション」には、次のものが含まれる。

- (a) 電子的コミュニケーション・ネットワークによる口頭の、又はその他のコミュニケーション、及び、
- (b) (伝達方法を問わず、) 電子的形態であるあらゆるコミュニケーション

第3項 本条において、送付とは、配達又は伝達、及び送付、配達又は伝達の原因を作る行為をいう。「送付者」は、この定義に従って解釈しなければならない。

第4項 本条により有罪とされた者は、陪審によらない有罪判決により6ヶ月以下の自由刑、標準罰金等級レベル5 [5,000ポンド] 以

下の罰金刑, 又はその併科に処せられる。

1991年サッカー(犯罪)法
Football (Offences) Act 1991, c. 19

第3条 下品な, 又は人種差別的な囃し立て

第1項 指定されたサッカーの試合¹¹⁾において, 下品な, 又は人種差別的な性質の囃し立てを行い, 又はそれに参加してはならない。

第2項 前項における,

(a) 「囃し立て」とは, (1人で又は1人若しくは複数人と協同して,) 言葉又は音声を繰り返し発することをいう。また,

(b) 「人種差別的な性質」とは, 肌の色, 人種, 国籍(市民権を含む。) 又は民族的若しくは国民的起源を理由に, 個人にとって, 脅迫的な, 口汚い又は侮辱的となる事柄から構成されるもの, 又はそれを含むものをいう。

.....

第5条

.....

第2項 本法により有罪とされた者は, 陪審によらない有罪判決により標準罰金等級レベル3 [1,000ポンド] 以下の罰金刑に処せられる。

11) 1条1項は「指定されたサッカーの試合」を次のように定義している。「本法において, 「指定されたサッカーの試合」とは, 国務大臣の命令によって本法のために指定された, 協会式又はその他の種類のサッカーの試合をいう。この命令は, 議会各院の決議により無効とされうる行政命令によって定めるものとする。」

1997年ハラスメントからの保護法

Protection from Harassment Act 1997, c. 40

イングランド及びウェールズ

第1条 ハラスメントの禁止

第1項 何人も、次の一連の行為を行ってはならない。

- (a) 他者に対するハラスメントとなる行為、及び、
- (b) 他者に対するハラスメントとなることを認識している、又は認識すべき行為

第2項 本条の解釈において、問題となっている一連の行為を行っている者は、同様の情報を有している通常人が、その行為が他者に対するハラスメントとなると考える場合には、そのことを知るべきものとする。

第3項 第1項の規定は、当該一連の行為を行う者が次の各号の証明を行った場合には、その行為に適用しない。

- (a) その行為が、犯罪を予防若しくは探知する目的でなされたこと、
- (b) その行為が、法律若しくは規則に従って、若しくは法律の下で課された条件若しくは要件を遵守するために行われたこと、又は、
- (c) 当該特定の状況において、その行為を行うことが合理的であったこと

第2条 ハラスメントの罪

第1項 前条に違反する一連の行為を行う者は、有罪とされる。

第2項 本条により有罪とされた者は、陪審によらない有罪判決により6ヶ月以下の自由刑、標準罰金等級レベル5 [5,000ポンド] 以下の罰金刑、又はその併科に処せられる。

第3条 民事救済

第1項 第1条の違反が現実になされ、又はその恐れがある場合には、問題となっている一連の行為の犠牲者である者、又はそうなりうる者は、こ

れを民事手続における請求の対象とすることができる。

第2項 前項の請求により、(とりわけ) ハラスメントによって引き起こされる不安、及びハラスメントから生ずる金銭的損失に対して、損害賠償を認めることができる。

第3項

- (a) 本条の手続において、高等法院又は県裁判所が、被告がハラスメントとなる行為を行うことを制限するために、差止命令を発し、かつ、
- (b) 原告が、被告がその差止命令によって禁じられた行為を行ったと判断する

場合には、原告は被告の逮捕令状の発給を申立てることができる。

第4項 前項の申立ては、

- (a) 差止命令が高等法院によって発せられた場合には、その裁判所の裁判官に対して、また、
- (b) 差止命令が県裁判所によって発せられた場合には、その裁判所又はその他の県裁判所の裁判官又は地方裁判官に対して

行うことができる。

第5項 第3項の申立てを受けた裁判官又は地方裁判官は、以下の場合にのみ令状を発給することができる。

- (a) 申立て内容が宣誓により確定され、かつ、
- (b) 裁判官又は地方裁判官が、被告が差止め命令によって禁じられた行為を行ったと信じる合理的な根拠を有する場合

第6項 以下の場合には、被告は有罪とされる。

- (a) 高等法院又は県裁判所が、第3項(a)にいう目的で差止命令を発し、かつ、
- (b) 被告が合理的な理由なくその差止命令によって禁じられた行為を行った場合。

第7項 前項により有罪とされた場合、その罪となる行為は裁判所侮辱罪として処罰することはできない。

第8項 裁判所侮辱罪として処罰された行為については、第6項により処

罰することはできない。

第9項 第6項により有罪とされた者は、

(a) 正式起訴による有罪判決により、5年以下の自由刑、罰金刑、又はその併科

(b) 陪審によらない有罪判決により、6ヶ月以下の自由刑、法令の上限以下の罰金刑、又はその併科

に処せられる。

第4条 他者を恐れさせる行為

第1項 少なくとも2回にわたって、暴力が用いられるとの恐れを他者に抱かせる一連の行為を行った者は、その行為が各機会に恐れを他者に抱かせると認識している、又は認識すべきである場合には、有罪とされる。

第2項 本条の解釈において、問題となっている一連の行為を行った者は、同様の情報を有している通常人が、その行為が当該機会に自らに対して暴力が用いられるとの恐れを他者に抱かせると考える場合には、そのことを知るべきものとする。

第3項 本条の罪に問われた者は、次の各号の証明を行った場合、これを抗弁とすることができる。

(a) 一連の行為が、犯罪を予防若しくは探知する目的でなされたこと、

(b) 一連の行為が、法律若しくは規則に従って、若しくは法律の下で課された条件若しくは要件を遵守するために行われたこと、又は、

(c) 一連の行為が、自己若しくは他者の保護、若しくは自己若しくは他者の財産の保護のために合理的なものであったこと。

第4項 本条により有罪とされた者は、次の各号の刑に処せられる。

(a) 正式起訴による有罪判決により、5年以下の自由刑、罰金刑、若しくはその併科、又は、

(b) 陪審によらない有罪判決により、6ヶ月以下の自由刑、法令の上限以下の罰金刑、若しくはその併科

第5項 本条の罪に問われた者の起訴に係る公判において、陪審が無罪と判断した場合には、陪審は第2条の罪で有罪とすることができる。

第6項 刑事法院は、自らの公判において、前項の規定に従い第2条により有罪とされた者について、治安判事裁判所が有罪判決を下す際に有するのと同様の権限及び義務を有する。

第5条 制止命令

第1項 第2条又は前条により有罪とされた者（「被告人」）に判決を下す、又はその他の処分を行う裁判所は、（判決を下す、又はその他の方法で処分を行うことに加えて、）本条による命令を発することができる。

第2項 犯罪の犠牲者、又は命令に挙げられたその他の者を以後の

(a) ハラスメントとなる、又は、

(b) 暴力の恐怖を引き起こす

行為から保護する目的で、命令により、被告が命令に規定する行為を行うことを禁じることができる。

第3項 命令は、明示された期間、又は以後の命令が発せられるまで効力を有する。

第4項 検察官、被告人又は命令に挙げられたその他の者は、命令を発した裁判所に対して、当該命令を以後の命令により変更し、又は解除することを申立てることができる。

第5項 被告人は、合理的な理由なく本条の命令により禁止された行為を行った場合には、有罪とされる。

第6項 本条により有罪とされる者は、

(a) 正式起訴による有罪判決により、5年以下の自由刑、罰金刑、若しくはその併科、又は、

(b) 陪審によらない有罪判決により、6ヶ月以下の自由刑、法令の上限以下の罰金刑、若しくはその併科

に処せられる。

第7条 第1条から第5条までの解釈

第1項 本条は、第1条から第5条までの解釈として適用される。

第2項 人に対するハラスメントには、人を不安にさせること、又は人に苦痛を引き起こすことが含まれる。

第3項 「一連の行為」は少なくとも2回の行為を伴わなければならない。

.....

第4項 「行為」には言論が含まれる。

.....

スコットランド

第8条 ハラスメント

第1項 何人もハラスメントから自由になる権利を有している。したがって、何人も他者に対するハラスメントとなる一連の行為、及び次の一連の行為を行ってはならない。

- (a) 他者に対するハラスメントとなることを意図した行為、又は、
- (b) 通常人にとって、他者に対するハラスメントとなると思われる状況において行われる行為

第2項 前項の違反が現実になされ、又はその恐れがある場合には、問題となっている一連の行為の犠牲者である者、又はそうなりうる者は、これを民事手続における請求の対象とすることができる。この請求をハラスメントの訴えと称する。

第3項 本条の解釈において、「行為」には、言論が含まれる。

人に対する「ハラスメント」には、その者に恐怖又は苦痛を引き起こす行為が含まれる。

一連の行為は、少なくとも2回の行為を伴わなければならない。

第4項 不服を申し立てられた一連の行為が、

- (a) 法律若しくは規則の下で、若しくはそれらによって、権限を与えられていること、
 - (b) 犯罪を予防若しくは探知する目的でなされたこと、又は、
 - (c) 当該特定の状況において、合理的であること
- を証明した場合には、ハラスメントの訴えに対する抗弁とすることができ

る。

第5項 ハラスメントの訴えにおいて、裁判所は、その他の救済を行うことを妨げられることなく、以下の処分を行うことができる。

(a) 損害賠償を認めること

(b)

(i) 差止め命令又は暫定的差止め命令を発給すること

(ii) 以後のハラスメントから原告を保護するために適切であると確信した場合において、命令に明記された条件の下、明記された期間中、被告が原告に関して当該行為を自制することを求める、「ハラスメント禁止命令」と称する命令を発給すること

ただし、何人も、差止め命令又は暫定的差止め命令、及びハラスメント禁止命令において、同時に同一の禁止措置を受けてはならない。

第6項 ハラスメントの訴えにおいて認められる損害賠償には、ハラスメントによって引き起こされる不安、及びハラスメントから生ずる金銭的損失に対する損害賠償が含まれる。

第7項 ハラスメント禁止命令を受けた者、又はその命令による保護の対象である者は、判決に対する上訴の権利を妨げられることなく、命令を発した裁判所に対して、その命令の取消し又は変更を申立てることができる。この申立てにおいて、裁判所は命令の取消し、又は適切と考える変更を命じることができる。

第9条 ハラスメント禁止命令の違反

第1項 前条により発せられたハラスメント禁止命令に違反した者は有罪とされ、

(a) 正式起訴による有罪判決により、5年以下の自由刑、罰金刑、若しくはその併科、

(b) 陪審によらない有罪判決により、6ヶ月以下の自由刑、法令の上限以下の罰金刑、若しくはその併科

に処せられる。

第2項 ハラスメント禁止命令の違反は、前項の刑以外の刑により処罰す

ることはできない。

1998 年犯罪及び秩序違反法
Crime and Disorder Act 1998, c. 37

第 2 部 刑法

人種的又は宗教的加重犯罪：イングランド及びウェールズ

第 28 条 人種的又は宗教的加重の意義

第 1 項 次の各号に該当する場合に、次条から第 32 条までにいう、人種的又は宗教的に加重された犯罪とする。

- (a) 犯罪遂行の際に、又はその直前若しくは直後に、犯罪者が、犠牲者がある人種的又は宗教的集団に属していること（若しくはその思い込み）に基づいて、犯罪の犠牲者に対して敵意を示している場合、又は、
- (b) ある人種的又は宗教的集団に属する人々に対する、当該集団に属することに基づいた敵意によって犯罪が（全体的又は部分的に）動機付けられている場合

第 2 項 前項 (a) において、人種的又は宗教的集団に関して、「属していること」には、当該集団の成員と親交を有していることが含まれる。「その思い込み」とは、犯罪者による思い込みをいう。

第 3 項 第 1 項 (a) 又は (b) の解釈において、犯罪者の敵意が、部分的に当該各号にいうものとは別の要因に基づくことは重要でないものとする。

第 4 項 本条において、「人種的集団」とは、人種、肌の色、国籍（市民権を含む。）又は民族的若しくは国民的起源によって定義された集団をいう。

第 5 項 本条において、「宗教的集団」とは、宗教的信仰又はその欠如によって定義された集団をいう。

.....

人種的加重犯罪：スコットランド

第33条 人種的加重犯罪

1995年刑法(統合)(スコットランド)法第50条の後に、以下の条文を加える。

“人種的加重ハラスメント

第50A条 人種的加重ハラスメント

第1項 何人も、

- (a) 他者に対するハラスメントに該当し、かつ、
 - (i) その者に対するハラスメントに該当するよう意図されている、若しくは、
 - (ii) 通常人にとって、その者に対するハラスメントに該当すると思われる状況で生じる、人種的に加重された一連の行為を行った場合、又は、
- (b) 人種的に加重され、かつ他者に恐怖若しくは苦痛を引き起こす、若しくはそのように意図された態様で行動した場合

には、本条により有罪とされる。

第2項 本条の解釈において、一連の行為又は行動は、

- (a) 一連の行為若しくは行動を実行する直前、最中若しくは直後に、犯罪者が、被害者に対して、その者が人種的集団に属していること(若しくはその思い込み)に基づいて、悪意及び敵意を示している、又は、
- (b) 一連の行為若しくは行動が、人種的集団に属していることに基づいた、その集団の成員に対する悪意及び敵意によって、(全体的若しくは部分的に)動機付けられている

場合に、人種的に加重されたものとされる。

第3項 前項(a)において、人種的集団に関連して、「属していること」には、当該集団の成員と親交を有していることが含まれる。「その思い込み」とは、犯罪者による思い込みをいう。

第4項 第2項(a)又は(b)の解釈において、犯罪者の悪意及び敵意が、部分的に次の各号に基づくことは重要でないものとする。

- (a) 個人若しくは集団が宗教的集団に属しているという事実若しくは思い込み、又は、
- (b) 第2項(a)又は(b)において言及されていないその他の要因

第5項 本条により有罪とされた者は、次の各号の刑に処せられる。

- (a) 陪審によらない有罪判決により、法令の上限以下の罰金刑、6ヶ月以下の自由刑、又はその併科、及び、
- (b) 正式起訴による有罪判決により、罰金刑、7年以下の自由刑、又はその

併科

第6項 本条において、

「行為」には、言論が含まれる。

人に対する「ハラスメント」には、その者に恐怖又は苦痛を引き起こす行為が含まれる。

「人種的集団」とは、人種、肌の色、国籍（市民権を含む。）又は民族的若しくは国民的起源によって定義された集団をいう。”

.....

第4部 犯罪者の取り扱い

.....

第2章 スコットランド

.....

人種的加重

第96条 人種的加重犯罪

第1項 本条の規定は、犯罪が人種的に加重されるものであることが、

(a) 正式起訴状において申し立てられ、又は、

(b) 略式起訴状において明記され、

かつ、いずれの場合においても、それが証明される場合に適用されるものとする。

第2項 本条の解釈において、犯罪は、

(a) 犯罪を実行する最中、直前若しくは直後に、犯罪者が、被害者に対して、その者が人種的集団に属していること（若しくはその思い込み）に基づいて、悪意及び敵意を示している、又は、

(b) 犯罪が、人種的集団に属していることに基づいた、その集団の成員に対する悪意及び敵意によって、（全体的若しくは部分的に）動機付けられている

場合に、人種的に加重されたものとされる。

第3項 前項 (a) において、人種的集団に関連して、「属していること」には、当該集団の成員と親交を有していることが含まれる。「その思い込み」とは、

犯罪者による思い込みをいう。

第4項 第2項 (a) 又は (b) の解釈において、犯罪者の悪意及び敵意が、部分的に次の各号に基づくことは重要でないものとする。

(a) 個人若しくは集団が宗教的集団に属しているという事実若しくは思い込み、又は、

(b) 第2項 (a) 又は (b) において言及されていないその他の要因

第5項 本条が適用される場合、裁判所は、有罪判決を下し、適切な量刑を決定する際に、加重の事実を考慮するものとする。

第6項 本条において、「人種的集団」とは、人種、肌の色、国籍（市民権を含む。）又は民族的若しくは国民的起源によって定義された集団をいう。

2003 年刑事裁判法

Criminal Justice Act 2003, c. 44

第 12 部 量刑

第 1 章 量刑に関する一般的規定

量刑において考慮される事項

.....

第 145 条 人種的又は宗教的加重事由による刑の増加

第 1 項 本条は、裁判所が 1998 年犯罪及び秩序違反法第 29 条から第 32 条（人種的又は宗教的事由により加重される暴行罪、器物損壊罪、公共秩序犯罪及びハラスメントその他の罪）までの犯罪以外の犯罪の深刻性を考慮する場合に適用される。

第 2 項 犯罪が人種的又は宗教的加重事由に該当する場合には、裁判所は、

(a) 当該事実を加重要因として扱わなければならない、かつ、

(b) 公開の法廷において、犯罪が加重された旨述べなければならない。

第3項 1998年犯罪及び秩序違反法第28条（「人種的又は宗教的加重」の意義）は、同法第29条から第32条までに適用されるのと同様の方法で本条に適用される。

第146条 障害又は性的指向に関する加重事由による刑の増加

第1項 本条は、裁判所が次項にいう状況で犯された犯罪の深刻性を考慮する場合に適用される。

第2項

(a) 犯罪遂行の際に、若しくはその直前若しくは直後に、犯罪者が、

(i) (推定上のものを含む) 犠牲者の性的指向、若しくは、

(ii) (推定上のものを含む) 犠牲者の障害

に基づいて犯罪の犠牲者に対して敵意を示した状況、又は、

(b) 犯罪が（全体的又は部分的に）、

(i) 特定の性的指向を持った者に対する敵意、若しくは、

(ii) 障害若しくは特定の障害を持った者に対する敵意

によって動機付けられている状況

第3項 裁判所は、

(a) 犯罪が前項の状況において犯された事実を加重要因として扱わなければならない。

(b) 公開の法廷において、犯罪が前項の状況において犯された旨述べなければならない。

第4項 第2項 (a) 又は (b) の解釈において、犯罪者の敵意が、部分的に同項に挙げられていない他の要因に基づくことは重要でないものとする。

第5項 本条において、「障害」とは、身体的又は精神的な損傷をいう。

第12部 雑則及び一般的事項

雑則

.....

第74条 宗教的偏見による加重犯罪

第1項 本条の規定は、犯罪が宗教的偏見により加重されるものであることが、

- (a) 正式起訴状において申し立てられ、又は、
- (b) 略式起訴状において明記され、

かつ、いずれの場合においても、それが証明される場合に適用されるものとする。

第2項 本条の解釈において、犯罪は、

- (a) 犯罪を実行する最中、直前若しくは直後に、犯罪者が、被害者に対して、その者が宗教的集団、若しくは宗教的提携を持つと理解されている社会的若しくは文化的集団に属していること(若しくはその思い込み)に基づいて、悪意及び敵意を示している、又は、
- (b) 犯罪が、宗教的集団、若しくは宗教的提携を持つと理解されている社会的若しくは文化的集団に属していることに基づいた、その集団の成員に対する悪意及び敵意によって、(全体的若しくは部分的に)動機付けられている

場合に、宗教的偏見により加重されたものとされる。

第3項 本条が適用される場合、裁判所は、適切な量刑を決定する際に、加重の事実を考慮するものとする。

第4項 本条の犯罪に関する量刑が、宗教的偏見による加重がない場合に科されるものと相違している場合には、裁判所はその相違の範囲と理由を述べなければならない。

第5項 本条の解釈において、単一の源から得られた証拠は、犯罪が宗教的偏見により加重されることを証明するのに十分であるものとする。

第6項 第2項 (a) において、

集団に関して、「属すること」には、その集団の成員と親交を持つこと

が含まれる。

「その思い込み」とは、犯罪者による思い込みをいう。

第7項 本条において、「宗教的集団」とは、

- (a) 宗教的信仰又はその欠如、
- (b) 教会又は宗教的組織への所属、又はそれらに対する支持、
- (c) 教会又は宗教的組織の文化及び伝統に対する支援、又は、
- (d) 教会又は宗教的組織の文化又は伝統に関連する活動への参加

によって定義される集団をいう。

2003年コミュニケーション法

Communications Act 2003, c. 21

第2部 ネットワーク、サービス及び電波スペクトル

.....

ネットワーク及びサービスに関する犯罪

第127条 公共電気通信ネットワークの不適切な使用

第1項 次の行為を行った者は、有罪とされる。

- (a) 公共電気通信ネットワークによって、著しく不快な、若しくは下品な、猥褻な若しくは脅迫的なメッセージ又はその他のものを送信すること、又は、
- (b) 前号の送信の原因をつくること。

.....

第3項 本条の罪により有罪とされた者は、陪審によらない有罪判決により、6ヶ月以下の自由刑、標準罰金等級レベル5 [5,000ポンド]以下の罰金刑、又はその併科に処せられる。

2004 年刑事裁判法（第2）（北アイルランド）命令

Criminal Justice (No. 2) (Northern Ireland) Order 2004, No. 1991 (N.I. 15)

第2条 敵意によって加重される犯罪に関する刑の増加

第1項 本条は、裁判所が犯罪の深刻性を考慮する場合に適用される。

第2項 犯罪が敵意による加重事由に該当する場合には、裁判所は、

(a) 当該事実を加重要因（すなわち、犯罪の深刻性を増大させる要因）として扱わなければならない、かつ、

(b) 公開の法廷において、犯罪が加重された旨述べなければならない。

第3項 本条の解釈において、次の各号に該当する場合に、犯罪は敵意によって加重されるものとする。

(a) 犯罪遂行の際に、又はその直前若しくは直後に、犯罪者が犠牲者に対して次の各事由に基いて敵意を示している場合、

(i) 犠牲者がある人種的集団に属していること（若しくはその思い込み）、

(ii) 犠牲者がある宗教的集団に属していること（若しくはその思い込み）、

(iii) 犠牲者がある性的指向の集団に属していること（若しくはその思い込み）、

(iv)（推定上のものを含む）犠牲者の障害、又は、

(b) 犯罪が（全体的又は部分的に）次の者に対する敵意によって動機付けられている場合、

(i) 人種的集団に属していることに基づいた、その集団の成員

(ii) 宗教的集団に属していることに基づいた、その集団の成員

(iii) 性的指向の集団に属していることに基づいた、その集団の成員

(iv) 障害又は特定の障害を持つ人々

第4項 前項 (a) 又は (b) の解釈において、犯罪者の敵意が、部分的に各号列記のものとは別の要因に基づくことは重要でないものとする。

第5項 本条において、

「障害」とは、身体的又は精神的な損傷をいう。

人種、宗教又は性的指向の各集団に関して、「属すること」には、その集団の成員と親交を持つことが含まれる。

「その思い込み」とは、犯罪者による思い込みをいう。

「人種的集団」とは、1997年人種関係（北アイルランド）命令におけるものと同様の意味を有する。

「宗教的集団」とは、宗教的信仰又はその欠如によって定義される集団をいう。

「性的指向の集団」とは、性的指向によって定義される集団をいう。

第3条 性的指向又は障害に基づく憎悪の煽動又は恐怖の惹起

第1項 1987年公共秩序（北アイルランド）命令の（第3部の解釈において「恐怖」及び「憎悪」を定義する）第8条を次の各項のように改める。

第2項 「恐怖」の定義の「宗教的信仰、」の後に、「性的指向、障害」を加える。

第3項 「憎悪」の定義の「宗教的信仰、」の後に、「性的指向、障害」を加える。

2006年人種的及び宗教的憎悪法¹²⁾

Racial and Religious Hatred Act 2006, c. 1

第1条 宗教的根拠に基づく人に対する憎悪

1986年公共秩序法は、宗教的根拠に基づいて人に対して憎悪を煽動する行為に関わる犯罪を創設する、本法の附則に従って改正される。

.....

12) 本法は、後掲の2008年刑事裁判及び移民法により一部改正を受けている。

附則 宗教的根拠に基づく人に対する憎悪

1986年公共秩序法第3部の後に、次の各規定を加える。

“第3A部 宗教的根拠に基づく人に対する憎悪

「宗教的憎悪」の意義

第29A条 「宗教的憎悪」の意義

この部において、「宗教的憎悪」とは、宗教的信仰又はその欠如によって定義される集団に対する憎悪をいう。

宗教的憎悪の煽動を意図する行為

第29B条 言葉若しくは行為の使用又は文書の掲示

第1項 脅迫的な言葉若しくは行為を用い、又は脅迫的な文書を掲示した者は、それによって宗教的憎悪を煽動することを意図した場合には、有罪とされる。

第2項 本条の罪は、公的又は私的な場において犯されうる。ただし、建物の中にいる者によって言葉又は行為が用いられ、又は文書が掲示され、かつ同じ又は別の建物の中にいる他者以外に見聞きされない場合には、犯罪を構成しない。

第3項 警察官は、ある者が本条の罪を犯していると合理的に疑う場合には、その者を令状なしで逮捕することができる。

第4項 本条の罪の手續において、被告人が、建物の中におり、かつ使用された言葉若しくは行為、又は掲示された文書が、同じ若しくは別の建物の外にいる他者によって見聞きされると信ずる理由を持たなかったことの証明を行った場合には、これを抗弁とすることができる。

第5項 本条は、番組サービスに含まれる番組に含ませることのみを目的とした、言葉若しくは行為の使用又は文書の掲示には、これを適用しない。

第29C条 文書の公表又は配布

第1項 脅迫的な文書を公表又は配布した者は、それによって宗教的憎悪を煽動することを意図した場合には、有罪とされる。

第2項 この部において、文書の公表又は配布とは、公衆又は公衆の一部に対する公表又は配布をいう。

第29D条 演劇の公演

第1項 脅迫的な言葉又は行為の使用を伴う演劇の公演がなされた場合において、当該公演を提供又は監督した者は、それによって宗教的憎悪を煽動することを意図した場合には、有罪とされる。

第2項 本条は、専ら又は主として、以下のうちの1つの、又は複数の目的でなされる公演には、これを適用しない。

- (a) リハーサル、
- (b) 公演の記録の作成、又は、

【資料】 イギリスのヘイト・スピーチ関連法令

(c) 番組サービスに含ませるための公演

ただし、公演の実施、又は公演に関連する (b) 若しくは (c) に掲げるものの実行に直接関係する者以外の者が、当該公演に出席していたことが証明される場合には、反対の事実が証明されない限り、当該公演は、専ら又は主として上述の目的で行われたものとは解されないものとする。

第3項 本条の解釈において、

(a) 何人も、公演者として参加したことのみを理由に、演劇の公演を提供したも
のとして扱われないものとする。

(b) 他者が監督する公演において公演者として参加した者は、合理的な理由なく
当該他者の監督に従わずに公演を行った場合、公演を監督したも
のとして扱われ
るものとする。

(c) 自らの監督により演劇の公演を行う場合、公演に出席していない場合におい
ても、その公演を監督したものとみなされる。

また、何人も公演者として公演に参加したことのみを理由に、本条の罪の遂行を幫助
したものとして扱われないものとする。

第4項 本条において、「演劇」及び「公演」は、1968年劇場法におけるものと同様
の意味を有する。

第5項 1968年劇場法の次の各規定は、同法第2条の罪に適用されるのと同様に、
本条の罪にも適用されるものとする。

第9条 (公演された内容の証拠としての台本)

第10条 (台本の複写を行う権限)

第15条 (立入り及び検査の権限)

第29E条 記録物の配布、上映又は演奏

第1項 脅迫的な視覚映像又は音声の記録物を配布、上映又は演奏した者は、それ
によって宗教的憎悪を煽動することを意図した場合には、有罪とされる。

第2項 この部において、「記録物」とは、それによって視覚イメージ又は音声を複
製することができる記録をいう。記録物の配布、上映又は演奏とは、公衆又はその一
部に対する配布、上映又は演奏をいう。

第3項 本条は、専ら番組サービスに含ませることを目的とした記録物の上映又は
演奏には、これを適用しない。

第29F条 放送又はケーブル番組サービスへの番組の包含

第1項 脅迫的な視覚イメージ又は音声を含む番組が、番組サービスに含まれた場合
において、次項にいう各々の主体は、それによって宗教的憎悪を煽動することを意図
した場合には、有罪とされる。

第2項 「主体」とは、次のものをいう。

(a) 番組サービスを提供する者、

(b) 番組サービスを制作し、又は監督する者、及び、

(c) 本条の規定に違反する言葉又は行為を用いる者

煽動する物

第29G条 差別を煽動する物の所持

第1項 次の各号を目的として、脅迫的な文書、又は脅迫的な視覚イメージ若しくは音声の記録物を所持した者は、それによって宗教的憎悪が煽動されることを意図した場合には、有罪とされる。

(a) 文書の場合には、自ら若しくは他の者を通じ、それを掲示、公表、配布し、若しくは番組サービスに含ませること、又は、

(b) 記録物の場合には、自ら若しくは他の者を通じ、それを配布、上映、演奏し、若しくは番組サービスに含ませること

第2項 前項の解釈においては、被告人が計画している、又はそう合理的に推測できる掲示、公表、配布、上映、演奏又は番組サービスへの包含を考慮するものとする。

第29H条 立入及び搜索の権限

第1項 イングランド及びウェールズにおいて、治安判事は、警察官によって提出された宣誓による訴追請求状により、前条に違反する文書又は記録物を所持している者がいると疑う合理的な根拠が存することを確信した場合には、警察官に対して、その文書又は記録物が存在すると疑われる敷地に立入り、かつそれを搜索する権限を付与する令状を発行することができる。

第2項 スコットランドにおいて、執行官又は治安判事は、宣誓による証拠により、前条に違反する文書又は記録物を所持している者がいると疑う合理的な根拠が存することを確信した場合には、警察官に対して、その文書又は記録物が存在すると疑われる敷地に立入り、かつそれを搜索する権限を付与する令状を発行することができる。

第3項 本条により発行された令状に従って敷地に立入り、又はそれを搜索する警察官は、必要な限りで合理的な実力を行使することができる。

第4項 本条において、「敷地」とはあらゆる場所を意味し、とりわけ次の各号を含むものとする。

(a) 自動車、船舶、航空機又はホバークラフト

(b) 1971年鉱山採掘（沖合施設）法第12条において定義された沖合施設、及び、

(c) テント又は移動型建造物

第29I条 没収を命ずる権限

第1項 次の犯罪について有罪判決を下した裁判所は、文書又は作成された記録物の没収、及び当該犯罪に関連する文書又は記録物の十全な提示を命じるものとする。

(a) 第29B条の罪のうち、文書の掲示に関するもの

(b) 第29C条、第29E条又は第29G条の罪

第2項 本条により発せられた命令は、

(a) イングランド及びウェールズにおける手続の中で下された命令の場合には、上訴を行うことができる通常の時間が経過するまで、又は上訴が適法になされた場合には、それが最終的な決定を受け、又は棄却されるまで、

(b) スコットランドにおける手続の中で下された命令の場合には、法令の規定により上訴を行うことができる時間が経過するまで、又は上訴が適法になされた場

【資料】 イギリスのヘイト・スピーチ関連法令

合には、それが最終的な決定を受け、又は棄却されるまで、効力を持たない。

第3項 前項 (a) の解釈において、

(a) 合意事実記載書の申立て、上訴許可申立ては、上訴を行うものとして扱われる。また、

(b) 上訴によりなされた決定をさらに上訴することが可能な場合には、さらなる上訴を行うことができる通常の時間が経過するまで、又はさらなる上訴が適法になされた場合には、それが最終的な決定を受け、又は棄却されるまでは、上訴が最終的な決定を受けたものとはみなさない。

第4項 第2項 (b) の解釈において、合意事実記載書又は上訴通知書の申立ての遂行は、上訴を行うものとして扱われる。

第29J条 表現の自由の保護

この部のいかなる規定も、特定の宗教、若しくはその信者の信仰若しくは実践、若しくはその他の信仰の体系、若しくはその信者の信仰若しくは実践についての、議論、批判、若しくは反感、嫌悪、嘲笑、侮辱若しくは罵りの表明、又は異なった宗教、若しくは信仰の体系の信者に改宗を勧めること、若しくはその宗教若しくは信仰の体系の実践をやめるように促すことを、禁止又は制約する方法で、解釈し、又は執行してはならない。

補足的規定

第29K条 議会又は司法手続の報道の除外

第1項 この部の規定は、議会又はスコットランド議会における手続の公正かつ正確な報道には適用されないものとする。

第2項 この部の規定は、司法権を行使する裁判所又は審判所において公開でなされた手続の、公正かつ正確な報道で、当該手続と同時に公表されるもの、若しくは、当該報道を同時に公表することが合理的に実行不可能である、若しくは違法である場合には、公表が合理的に実行可能となり、かつ合法となった後に直ちに公表されるものには適用されないものとする。

第29L条 手続及び罰則

第1項 イングランド及びウェールズにおいては、この部の罪の手続は、法務総裁の同意による場合、又はその同意を伴う場合を除いて開始できない。

第2項 同一の訴因又は起訴状において2以上の罪で起訴することを禁じる。イングランド及びウェールズの準則の解釈において、第29B条から第29G条までの各々の罪は、1つの犯罪を構成するものとする。

第3項 この部の罪により有罪とされた者は、次の各号の刑に処せられる。

(a) 正式起訴による有罪判決により、7年以下の自由刑、罰金刑、又はその併科

(b) 陪審によらない有罪判決により、6ヶ月以下の自由刑、法令の上限以下の罰金刑、又はその併科

第29M条 法人による犯罪

第1項 法人がこの部の罪に違反し、その罪が、取締役、管理者、秘書役若しくは

その他の類似する法人役員、又はそれらの能力をもって行動していることを主張する個人の同意又は共謀により犯されたことが証明された場合には、法人及び当該個人は有罪とされる。この場合において、該当する各規定に従って処分を行い、罰則を科すものとする。

第2項 法人の業務が構成員によって運営されている場合には、前項の規定は、取締役に応用されるのと同様に、運営の各機能に関連する、構成員の作為及び不作為に関しても適用される。

第29N条 解釈

この部において、

…… 削除

…… 削除

「配布」及びそれに関連する表現は、第29C条第2項（文書）及び第29E条第2項（記録物）に従って解釈しなければならない。

「建物」とは、（居住が単独であるか、他者と共同であるかは問わず、）人が家として居住している建築物若しくはその一部、又はその他の住宅施設をいう。ただし、居住されていない部分は建物に含まないものとする。本条の解釈において、「建築物」には、テント、移動住宅、自動車、船舶又はその他の一時的若しくは可動の建築物が含まれる。

「番組」とは、番組サービスに含まれるあらゆる項目をいう。

「番組サービス」は、1990年放送法におけるものと同様の意味を有する。

文書に関して、「公表」及びそれに関連する表現は、第29C条第2項に従って解釈しなければならない。

「宗教的憎悪」は、第29A条によって付与された意味を有する。

「記録物」は、第29E条第2項によって付与された意味を有する。記録物に関して、「演奏」、「上映」及びそれに関連する表現は、同項に従って解釈しなければならない。

「文書」には、標識又は可視的表現物が含まれる。”

2008年刑事裁判及び移民法

Criminal Justice and Immigration Act 2008, c. 4

第5部 刑法

性的指向に基づく憎悪

第74条 性的指向に基づく憎悪

附則第16により、

【資料】 イギリスのヘイト・スピーチ関連法令

(a) 性的指向によって定義される集団に対する憎悪に関する規定を設けるため、1986年公共秩序法第3A部（宗教的根拠に基づく人に対する憎悪）を改正する。

(b) 第3A部に若干の改正を加える。

附則第16 性的指向に基づく憎悪

第1条 1986年公共秩序法第3A部（宗教的根拠に基づく人に対する憎悪）を次の各規定に従って改める。

第2条 第3A部の見出しの後に「又は性的指向に基づく」を加える。

第3条 第29A条の前のイタリックの中見出しの後に「及び『性的指向に基づく憎悪』」を加える。

第4条 第29A条の後に次の1条を加える。

“第29AB条 「性的指向に基づく憎悪」の意義

この部において、「性的指向に基づく憎悪」とは、性的指向によって定義される集団（同性の者、異性の者又はその両者の、いずれに対するものであるかを問わない。）に対する憎悪をいう。”

第5条 第29B条の前のイタリックの中見出しの末尾に「又は性的指向に基づく憎悪」を加える。

第6条

第1項 第29B条（言葉若しくは行為の使用又は文書の掲示）を次のように改める。

第2項 第1項において、「宗教的憎悪」の後に「又は性的指向に基づく憎悪」を加える。

第3項 第3項を削る。

第7条 第29C条（文書の公表又は配布）第1項の「宗教的憎悪」の後に「又は性的指向に基づく憎悪」を加える。

第8条 第29D条（演劇の公演）第1項の「宗教的憎悪」の後に「又は性

的指向に基づく憎悪」を加える。

第9条 第29E条（記録物の配布，上映又は演奏）第1項の「宗教的憎悪」の後に「又は性的指向に基づく憎悪」を加える。

第10条 第29F条（放送又は番組サービスへの番組の包含）第1項の「宗教的憎悪」の後に「又は性的指向に基づく憎悪」を加える。

第11条 第29G条（差別を煽動する物の所持）第1項の「それによって宗教的憎悪が煽動される」を「それによって宗教的憎悪又は性的指向に基づく憎悪を煽動する」に改める。

第12条

第1項 第29H条（立入及び捜索の権限）を次のように改める。

第2項 第1項の「イングランド及びウェールズにおいて」を削る。

第3項 第2項を削る。

第13条

第1項 第29I条（没収を命ずる権限）を次のように改める。

第2項 第2項のうち、

(a) (a) の「イングランド及びウェールズにおける手続の中で下された命令の場合には」を削り、かつ、

(b) (b) を削る。

第3項 第4項を削る。

第14条 第29J条の後に次の1条を加える。

“第29JA条 表現の自由の保護（性的指向）

この部においては、疑いを回避するため、性的な行為若しくは慣行についての議論若しくは批判，又は当該行為若しくは慣行を差し控え、若しくは改めるように促すことは、そのみでは脅迫的なもの、又は憎悪の煽動を意図したものと解釈されてはならないものとする。”

第15条 第29K条（議会又は司法手続の報道の除外）第1項の「又はスコットランド議会における」を「，スコットランド議会又はウェールズ議会」に改める。

第 16 条

第 1 項 第 29L 条（手続及び罰則）を次のように改める。

第 2 項 第 1 項及び第 2 項の「イングランド及びウェールズにおいて」を削る。

第 3 項 第 3 項 (b) の「6 ヶ月」を「12 ヶ月」に改める。

第 4 項 第 3 項の後に次の 1 項を加える。

“ 第 4 項 第 3 項 (b) の 12 ヶ月は、2003 年刑事裁判法第 154 条第 1 項の施行の前に犯された罪に関しては、6 ヶ月と読み替えるものとする。”

第 17 条 第 29N 条（解釈）の「建物」の定義の後に次の 1 節を加える。

“ 「性的指向に基づく憎悪」は、第 29AB 条によって付与された意味を有する ”

2012 年サッカーにおける不快な行為、及び脅迫的コミュニケーション（スコットランド）法
Offensive Behaviour at Football and Threatening Communications (Scotland) Act 2012, asp 1

規定されたサッカーの試合における不快な行為

第 1 条 規定されたサッカーの試合¹³⁾における不快な行為

第 1 項 何人も、規定されたサッカーの試合に関連して、

(a) 次項に規定された種類の行為を行い、かつ、

(b) その行為が、

(i) 公共秩序の破壊を煽動する可能性が高い、又は、

(ii) その性質上公共秩序の破壊を煽動する可能性が高い

場合には、有罪とされる。

第2項 行為とは、次に掲げるものをいう。

(a) 次の集団に属していること（若しくはその思い込み）に基づいて、集団に対して憎悪を表明し、若しくは煽動する行為、

(i) 宗教集団

(ii) 宗教的提携を持つと理解されている社会的若しくは文化的集団

(iii) 第4項にいう事項によって定義される集団

(b) 前号(i)から(iii)までにいう集団に属していること（若しくはその思い込み）に基づいて、個人に対して憎悪を表明し、若しくは煽動する行為、

(c) (a)(i)から(iii)までにいう集団に対する憎悪に（全体的若しくは部分的に）動機付けられた行為、

(d) 脅迫的な行為、又は、

(e) 通常人が不快であると考えられる可能性が高いその他の行為

第3項 前項(a)及び(b)の解釈において、（その程度にかかわらず、）憎悪が別の要因にも基づいていることは無関係なものとする。

-
- 13) この法律の2条1項a号によると、「規定されたサッカーの試合」は、2006年警察、公共秩序及び刑事裁判（スコットランド）法（Police, Public Order and Criminal Justice (Scotland) Act 2006, asp 10)55条と同じ意味を有する。そこでは、規定されたサッカーの試合として、いくつかの種類の子供のサッカーの試合が挙げられている。すなわち、
- (1) 連合王国内で行われるサッカーの試合であり、参加チームの少なくとも1つが、①国又は地域を代表するもの、②スコティッシュ・プレミア・リーグ又はスコティッシュ・フットボール・リーグに加入するクラブを代表するもの、③フットボール・リーグ、プレミア・リーグ若しくはフットボール・カンファレンス（以上いずれもイングランドのもの）、又はリーグ・オブ・ウェールズに加入するクラブを代表するもの、(2) 連合王国外で行われるサッカーの試合であり、参加チームとして、①スコットランド、イングランド又はウェールズの代表チーム、②上記(1)②③の各チームを含むもの、(3) スコットランドの国務大臣が定める命令に規定された、その他の世界各地域で行われるサッカーの試合である（55条2項・3項）。ただし、2012年サッカーにおける不快な行為、及び脅迫的コミュニケーション（スコットランド）法では、スコットランド外で行われるサッカーの試合については、スコットランド代表チームの試合、又はスコットランドを本拠とするサッカー協会又はサッカー・リーグの構成チームの試合以外は、「規定されたサッカーの試合」から除外されている（2条1項b号）。

第4項 第2項 (a) (iii) にいう事項とは、次のものをいう。

- (a) 肌の色
- (b) 人種
- (c) 国籍（市民権を含む。）
- (d) 民族的又は国民的起源
- (e) 性的指向
- (f) トランスジェンダー・アイデンティティ
- (g) 障害

第5項 第1項 (b) (ii) の解釈において、次の事実がなければ公共秩序の破壊が生じる可能性が高い場合には、当該行為は、その性質上公共秩序の破壊を煽動する可能性が高いものとする。

- (a) 公共秩序の破壊を防止する措置が講じられていること、又は、
- (b) 公共秩序の破壊を煽動される可能性が高い者が存在しない、若しくは十分な数だけ存在しないこと

第6項 第1項により有罪とされた者は、

- (a) 正式起訴による有罪判決により、5年以下の自由刑、罰金刑、若しくはその併科、又は、
- (b) 陪審によらない有罪判決により、12ヶ月以下の自由刑、法令の上限以下の罰金刑、若しくはその併科

に処せられる。

.....

第4条 第1条及び第2条：解釈

第1項 第1条第1項は、次の行為に適用される。

- (a) あらゆる種類の行為、特に、行われたこと、並びに口頭により、又はその他の方法で伝達されたこと、及び、
- (b) 次のものから成る行為
 - (i) 単一の行動、又は、
 - (ii) 一連の行為

第2項 第1条第2項において、

(a) 集団に関して、「属すること」には、その集団の成員と親交を持つことが含まれる。

(b) 「その思い込み」とは、憎悪を表明する者、又は場合によって煽動を行う者による思い込みをいう。

(c) 「宗教集団」は、2003年刑事裁判（スコットランド）法第74条第7項によって付与された意味¹⁴⁾を有する。

第3項 第1条第4項において、

(a) 「障害」とは、あらゆる種類の身体的又は精神的損傷をいう。

(b) 「トランスジェンダー・アイデンティティ」とは、次のものをいう。

(i) 服装倒錯

(ii) 性転換

(iii) 半陰陽

(iv) 2004年性別承認法¹⁵⁾による性別変更

(v) 標準的な男性又は女性のジェンダー・アイデンティティに該当しないその他のジェンダー・アイデンティティ

.....

脅迫的なコミュニケーション

第6条 脅迫的なコミュニケーション

第1項 何人も、

(a) 他者に対して事物を伝達し、かつ、

(b) 条件A又は条件Bを満たす

場合には、罪を犯したものとされる。

第2項 条件Aは、次のとおりとする。

(a) 当該事物が、個人若しくは特定の描写された集団に対する深刻な

14) 同条によると、「宗教的集団」とは、①宗教的信仰又はその欠如、②教会又は宗教的組織への所属、又はそれらに対する支持、③教会又は宗教的組織の文化及び伝統に対する支援、④教会又は宗教的組織の文化又は伝統に関連する活動への参加によって定義される集団をいう。

15) Gender Recognition Act 2004, c. 7.

【資料】 イギリスのヘイト・スピーチ関連法令

暴力行為を行うように脅すもの、若しくはそれを煽動するものから構成される、それらを含む、若しくは含意し、

(b) 当該事物若しくはその伝達が、通常人に恐れ若しくは恐怖を感じさせる可能性が高く、かつ、

(c) 当該事物を伝達している者が、

(i) それによって恐れ若しくは恐怖を引き起こすことを意図している、又は、

(ii) 当該事物の伝達が恐れ若しくは恐怖を引き起こすことについて無思慮であること

第3項 条件Aの解釈において、事物が（動画であるか静画であるかを問わず、）イメージから構成され、又はそれを含む場合には、そのイメージは、

(a) それが、個人又は特定の描写された集団（それらが、生存しているか否か、実在するか否かは問わない。）に対する重大な暴力行為（現実のものか否かは問わない。）の遂行を描写又は含意し、かつ、

(b) 通常人が、それが個人又は特定の描写された実在の集団に対する深刻な暴力行為の遂行を含意すると考える可能性が高い

場合には、前項(a)にいう脅迫又は煽動を含意するものと理解される。

第4項 前項の規定は、第2項(a)全般に作用するものではない。

第5項 条件Bは、次のとおりとする。

(a) 当該事物が脅迫的であり、かつ、

(b) それを伝達する者が、それによって宗教に基づく憎悪の煽動を意図すること

第6項 第1項の罪に問われた者は、当該事物の伝達が特定の状況において合理的であったことの証明を行った場合には、これを抗弁とすることができる。

第7項 第1項により有罪とされた者は、

(a) 正式起訴による有罪判決により、5年以下の自由刑、罰金刑、若しくはその併科、又は、

(b) 陪審によらない有罪判決により、12ヶ月以下の自由刑、法令の上限

以下の罰金刑，若しくはその併科
に処せられる。

第7条 表現の自由の保護

第1項 疑いを回避するため，前条第5項の規定は，次の行為を禁止又は制約しないものとする。

- (a) 宗教，若しくは宗教の信者の信仰若しくは実践についての議論若しくは批判，
- (b) 宗教，若しくは宗教の信者の信仰若しくは実践に対する反感，嫌悪，嘲笑，侮辱若しくは罵りの表明，
- (c) 改宗を勧める行為，又は，
- (d) 宗教の信者に宗教の実践をやめるように促す行為

第2項 第1項にいう「宗教」は次のものを包含する。

- (a) 宗教全般
- (b) 特定の宗教
- (c) その他の信仰の体系

第8条 解釈

第1項 本条第2項から第5項は，第6条で用いられている表現を定義する。

第2項 「伝達する」とは，（録音されない言論によるもの以外の）あらゆる手段によって伝達することをいう。これに関連する表現も，同様に解釈される。

第3項 「事物」とは，直接，又は会話がなされた後に別の形態で蓄積されたデータから，読む，見る，又は聞くことのできる物をいう。

第4項 「宗教的根拠に基づく憎悪」とは，

- (a)
 - (i) (刑事裁判(スコットランド)法第74条第7項によって付与された意味の) 宗教的集団，
 - (ii) 宗教的提携を持つと理解されている社会的若しくは文化的集団に属すること(若しくはその思い込み)に基づくその集団，又は，
- (b) 個人が，前号(i)及び(ii)のいずれかにいう集団に属すること(若

【資料】 イギリスのヘイト・スピーチ関連法令

しくはその思い込み)に基づくその個人
に対する憎悪をいう。

第5項 「重大な暴力行為」とは、個人に対する重大な損傷、又はその死を引き起こす行為をいう。

第6項 第4項において、

(a) 集団に関して、「属すること」には、その集団の成員と親交を持つことが含まれる。

(b) 「その思い込み」とは、コミュニケーションを行う者による思い込みをいう。

[付記] 本稿の執筆にあたって、本学法科大学院長の小山雅亀教授に御指導、御助言をいただいた。ここに記して深く感謝の意を表したい。文中に残る誤りはすべて筆者の責任である。